# 岩手県営運動公園支障木伐採業務　仕様書

岩手県営運動公園支障木伐採業務は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1　業　務　名　　岩手県営運動公園支障木伐採業務

2　業 務 場 所　　岩手県営運動公園(盛岡市みたけ一丁目 10 番１)

3　委託予定期間　　契約日の翌日から令和９年３月 18 日まで

4　業務内容

本業務は、岩手県営運動公園敷地内の支障木（メタセコイア）２本を伐採し、発生材（幹材・枝葉等）を収集運搬処分するもの。

5　作業方法及び留意事項

当該作業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、安全第一の下、不慮の事故が発生しないよう十分配慮するとともに、次の事項に留意の上実施すること。

(1) 従事者は、委託業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。

(2) 作業においては、通行人、車両、近隣住民等に樹木等が接触しないよう注意するとともに、作業現場に侵入することがないよう表示板の設置等をするなど、安全確保に努めること。

(3) 作業の安全確保のため作業員には、危険防止のための指導及び装備をさせること。

(4) 発生材（幹材・枝葉等）の収集運搬処分までの間、現地に集積する場合は、発注者（現地職員）と事前協議のうえ集積場所を指定することとし、必要に応じて安全施設を設置すること。

(5) 業務により生じた廃棄物（発生材（幹材・枝葉等）を含む）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守し適切に処理すること。廃棄物処分に係るマニフェスト（D 票まで）については、その都度提出し、E 票は必要に応じて最終処分終了後に提出すること。

(6) 作業時間は、午前８時 30 分～午後５時 00 分とすること。

(7) 作業開始時及び終了時には、その旨、発注者（現地職員）に報告すること。

(8) 作業機械及び車両の使用に当たっては、始業時点検を十分に行うとともに、安全確認を徹底し、事故等が発生しないよう努めること。

(9) 作業終了後の後始末は、作業現場や道路等に樹木の幹や枝を残すことがないよう十分配慮すること。

(10) 業務が完了したときは、発注者（現地職員）に完了したことを申出、確認を受けること。

6　その他

(1) 通行人、車両及び近隣住民等に不慮の事故が及ぶことがないよう十分に注意して実施すること。

(2) 業務完了後、契約期間内に委託業務完了報告書（様式第１号）を作成の上、提出すること。業務完了報告書には、施工前・施工中・施工後及び集積完了時の写真を添付すること。

(3) 当該仕様書に定めない事項について、実施上疑義が生じた場合は、両者協議をすること。